

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改

正

後

改

正

前

第十七条から第十九条まで 削除 (控除対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出)

第十七条 令第七十四条の二第十一項第二号に規定する財務省令で定める数値は、同項第一号イに掲げる控除対象揮発油（同条第二項に規定する控除対象揮発油をいう。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の〇・七とする。

一 バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノール（それぞれ租税特別措置法第八十八条の七第一項第一号又は第二号に規定するバイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールをいう。次条第一号において同じ。）が混和されたもの 挥発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十四号）第十条第九項に規定する数値

二 エチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テル（租税特別措置法第八十八条の七第一項第三号に規定するエチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テルをいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）が混和されたもの 挥発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

(課税対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出)

第十八条 令第七十四条の二第二十二項第四号に規定する財務省令で定める数値は、同項第三号イに掲げる課税対象揮発油（同条第二十一項に規定する課税対象揮発油をいう。）につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の〇・七とする。

一 バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールが混和されたもの 挥発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第九項に規定する数値

二 エチル－タ－シヤリ－ブチルエ－テルが混和されたもの 挥発油等の

品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチル－タ－シャリ－ブチルエ－テルの数値に○・四二三七を乗じて得た数値

(控除対象揮発油の数量を証する書類等の作成方法)

第十九条 令第七十四条の二第二項に規定する控除対象揮発油所持販売業者等は、同項に規定する控除対象揮発油の数量を証する書類と同条第十三項に規定する届出書を複写する方法により作成するものとする。

(施行期日)

1 この省令は、令和七年十二月三十一日から施行する。

2 (沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正)

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令（令和四年財務省令第三十八号）の一部を次のように改する。

第十六条から第十九条までを次のように改める。

第十六条から第十九条まで 削除

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十六条の二を削る。

第二十五条第一項中「（同条第四項の承認を受けた者を除く。）」及び「酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の二第一項、」を削り、同条第三項を削る。

第二十五条第一項中「（同条第四項の承認を受けた者を除く。）」及び「酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の二第一項、」を削り、同条第三項を削る。